

平成23年度（第5回）

串本町農業委員会定例会会議録

平成23年8月10日（水）

第5回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成23年8月10日(水) 午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2F A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 岡田嘉治

議 事

第23号 串本農業振興地域における農用地区域の除外について

第24号 串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について

第25号 串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について

第26号 農地法第5条の規定による許可申請について

第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

第28号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他

出席委員

| | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 1番 赤埴満夫 | 2番 岩谷吉啓 | 3番 岡田嘉治 | 4番 尾鷲壽夫 |
| 5番 垣本 保 | 6番 吉川きり子 | 7番 小山喜行 | 8番 坂田莞爾 |
| 10番 地當博巳 | 11番 芝崎憲年 | 12番 杉本正幸 | 13番 鈴木利朗 |
| 14番 竹田敏明 | 15番 角 是明 | 16番 中峰 聖 | 17番 中村省一 |
| 18番 西 謙讓 | 19番 西 豊 | 20番 東地寧司 | 21番 平崎茂樹 |
| 22番 吉井孝夫 | | | |

欠席者

9番 阪田洋好 18番 西 謙讓

出席した職員

堀口・西野・白野

議長 皆さん、こんにちは。たいへん暑い日が続いておりますけども、健康には十分注意していただきたいと思います。ただいまから、第5回串本町農業委員会定例会を開催致します。改選後初めての定例会でございます、会議の進行については串本町農業委員会会議規則に沿って進めていきたいと思っております。その中で一つだけお願いがあります。発言の声が小さいと思う方が時々ございます。通常より少し大きな声でお願いしたいと思っております。個人同士での対話の形にならないように、会議全体に聞こえるような声でお願いしたいと思っております。本日の欠席届の出ている委員は、9番の阪田委員でございます。本日の議事録の署名委員は、4番尾鷲委員、5番垣本委員を指名致します。よろしくお願い致します。本件の案件は6件を予定しております。早速ですが、議事に入りたいと思っております。議案第23号、串本農業振興地域における農用地区域の除外についてを議題と致します。事務局、提案趣旨の説明をお願いします

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 続きまして、現地調査報告をお願いします。

平崎委員 21番、平崎です。

議長 21番、平崎委員。

平崎委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございました。ただいま事務局からの趣旨説明並びに現地調査報告に関する質疑がありましたら伺います。質疑のある方はございませんか。

なしの声。

議長 質疑が無いようですので、皆さんにお諮りいたします。本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数により、本案は承認可決されました。それでは次にまいります。議案第24号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利

用権の設定についてを議題と致します。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 それでは、現地調査報告をお願いします。

角委員 15番、角です。

議長 15番、角委員。

角委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございます。それでは、事務局からの趣旨説明並びに現地調査報告に対する質疑があれば伺います。質疑のある方ございませんか。

坂田委員 8番。

議長 8番、坂田委員。

坂田委員 今まで賃貸借は無償で通ってきて、やってきたんですけど、前回の時に無償だったら権原がないというような説明を受けて、先程Aさんにちょっとこう聞いたら、お金は要らんよって言うところもあるし、はっきり決まってるんやっていう話がありました。今日ここに配ってくれてる本の113と114ページに、賃貸借が無償である場合は、権原がないんやって説明に書いたあるし、そういうことを踏まえて無償になっているのかと思います。賃貸借の所に何も金額入れてない、それには今まで標準小作料ってな所がありまして、今までそんなこと問題にしてなかったのに、初めて無償やったら借り手には権原ないんやって言われて、この本にそういうこと書いたあるし、これを今までそのような事の説明があって今までずっと無償で通してきた事は問題にならないのかなと思うんです。農地を圃小作していたら小作権が発生しませんよって借り手皆に言うて、農業委員会通してくれたら小作権は発生しますからって説明して、農業委員会に届けていなかったらどういう契約してても転売や土地の取引してても無効やって説明してきたんやけど、無償ってことで届けていたらそれは無くなってしま

うんやね。今まで何件もずっと小作料払わないのが流れみたいになったあ
るのが、今回初めてこれが問題になるのかなっていうふうに、無償って何
にも金額入れてないことが、これがそういうことが問題にしてないかな
って、そのような考えを持ったんですけど、そこらのとこどうなるのかな。
前に無償で契約してる人らは権原がなくなるし、それを保護する方法はな
いかな。今回それは問題ないか聞こうと思うたら、ちょうどこの本にこ
れ書いたあるし。そこらの解釈はどうしたらいいのかな。

事務局 前回の一件もあったんで、こちらも県の農業会議や県の農業機関へ問い
合わせをする中で、この本の今委員さんが言われたページを指定して、使
用貸借って事については、土地の所有者の転売について対抗できる権利で
ないと…。だったら、利用権の設定が出てきた時には、せめて年間五千円
でも千円でも、というような話をしていかならないかなと思ってます。
それから、事務局の見方が間違ってると思われるかもしれませんが、や
っぱり耕作放棄地になってる農地がほとんどであって、土地の所有者も作
ってもらうことが有難いというような状況の中で、お金出してまでなかな
か作ってもらいにくいように思ってます。そういうとこの、無償での使用
貸借となってきたら、土地の持主が売って言われたら何も言えないって
事の周知はしていかなければと思いやるんですけど、今までの分をどうに
かできるんかってことの対抗する術がないので、その人らには周知をする
しかないかなって思ってます。

坂田委員 農業委員会に届けといたら小作権が発生しますよって説明してきたけど、
それが違ってきたとなると、おかしい問題になるなと思うんですけど。農
業委員会の許可がなければ、売買契約しててもどれだけ取引きしてても無
効ですよってのも、それも間違いはないですね。そういう事も考えていかな
らないと思います。

事務局 ただで貸している場合はどうこうできないとしても、農業委員会に届け
てなかったらもっと何もできないという事になってくると思います。その
辺はどう違うのか具体的に回答はできないんですけど、ただ、今の状態
では、やっぱりいくらかの使用料を払って農地を借りて耕作しないと、農地
を売ると言われた時に何も言えないって事だけは、借りる人に周知してい
かなければと思います。

小山委員 7番、小山です。

議 長 7 番、小山委員。

小山委員 この件については、この前の鬮野川の一件があったからだと思います。無理やり利用権を設定して、残りの少しの土地を自分のものに取得して、10アールの権利を作って、利用権を設定した所を作りやるんかと思うたらいつの間にか移転の話が出てきたんですね。その話でこうなってきたんやと思います。だから、持たすのは別に何も悪いことじゃないですけど、それ相当の期間と、やっぱり3升まきするより1斗まきするっていうような感じに、耕作者に広く耕作してもらった方がやりがいあるんと違うのかなと思います。この前の人もちよっとしか残ってないと思うんですよ。結局誰が作るんか知らんけど、おそらくあの所有者は作るはずがないと思いますよ。

事務局 農地を取得するために利用権の設定をするという事について法律に違反してないので、そのことについて審議をする時には、許可していく方向でいかなと思います。その利用権を設定している農地が使用貸借であったがために、自分の農地が、その時に3条で取得しているものが不許可になるんかっていう場合には、土地の所有者側の理由であるので、そのケースについては、ここで3条で取得した農地は不許可にはならない。ただ、この辺の考え方を串本の農業委員会ではどの様に取り扱っていくかについて議論してもらった方がいいと思います。法律はこういう決まりになっているけど、串本の農業委員会が許可していく中ではこういう条件を附して許可していく、そういうふうな形の許可を考えていくのも手だと思います。

小山委員 前回と同じような件は、以前に出雲にもあったね。それも利用権の設定をして人の土地を買って、作れんからっていつの間にか農地じゃなしに資材置き場になったある。

坂田委員 8番。

議 長 8番、坂田委員。

坂田委員 借り手の権原を守るためには、小作権を守るような方法を僕は言うたんやけど、7番の委員から、悪用っていうかな、そういうものに使われやられて。そういうものに関しては下限面積撤廃したたらええんかっていうような事を意見しやったから。それは何も問題ないんやけど、借り手が借

りたあるのに無償やったもので、人に売ったるやとか返してとか所有者の権原でやられるっていうのもどうかなと思います。

事務局 やっぱり法律でそう決まっている以上は、無償である以上は守る事はできんものはできんと思うんです。裁判やったとしても「権利ないやないか」って事になり、農業委員会に諮ってあっても今の状況であれば無理やっていう事にしかならんと思います。だから、委員が言われるように小作権を守っていかならんという話だったら、土地の使用料を払うように契約すれば「この土地を手放す」って言われた時に「ちょっと待って、今使わせてもらいやる」って話ができますよって事の周知をしていかならんと思います。

坂田委員 はい、分かりました。分かったけど、今までに許可してあるのはどうなるんかなっていう問題がでてくると思います。

議長 事務局。

事務局 それについては、この農業委員会の中で、そういう事ははっきり前回出てきてあるので、それを事務局へ指示してもらえば、農業委員会として利用権の設定を無償でしてある人について、こういう事がありますよっていう周知をしていく話になるんであれば、事務局は周知をします。

議長 先ほど事務局の方から言われた、串本の農業委員会で検討しているんな条件を附して結論を出すというふうに言われたんですけど、その際にでも、一応法律に違反していたら、いくら串本の農業委員会で独自でこういうふうに決めたと言うても通用しないと思うんですね。その辺について非常に難しいなと思うんですけど。例えば、設定した人にお金を払う、あるいは払っていないって事が一番の問題になると思うんですけど、今事務局から言われた「条件を付けて」っていうのは、だいたいどういう条件を予測していますか。

事務局 ちょっと今すぐには思い付かないです。すみません。

杉本委員 12番、杉本です。

議長 12番、杉本委員。

杉本委員　　今の問題ですけどね、役場の方で受付ける時に、無償の場合はこうですよ、有償の場合はこうですよって説明していただいているんでしょうか。

事務局　　今は十分ではないです。

杉本委員　　ないんですか、それはやっぱり説明していかならんですね。それから念のために私は自分の担当地区の場合には「無償にしたらこういう事になりますよ、有償の場合はこういう事になりますよ」って説明をしています。それからもう一つ、農業委員として農地パトロールは一つの義務になっていますから、借りたという場合には、実際作りやるかどうか事後パトロールは必要だと思います。そうするべきだと僕は思いますよ。しかしそうして、作ってなかっても法律違反やからっていうても罰則規定はないんですけども、そういう事を口実にしてもらったら困りますので、受付の段階で例えば3年の貸借期間なら「3年間は農地をパトロールしますよ」っていうふうな説明の仕方をしてもらったら解決できる問題じゃないかなと思います。

議長　　事務局どうですか。

事務局　　それについては、申請の段階で借り手側の方に十分そういう話をさせてもらうようにしていきます。

議長　　この問題については法律を無視してまでしてはいけないという話になってくると思います。やはり無償で貸しているものについては、貸主の方から譲渡の請求が出てくれば抵抗できないという結果になってしまうだろうと思うんですね。ただ、どの範囲までかっていう細かい事になってきますと事務局の方でもまだ把握していませんので、一応「結果はそうなりまうよ」って事で一応ここで意見を統一しておいて、あと詳しい事については事務局でもう少し勉強してもらって何かあったら後から出してもらおうという事でまとめさせてもらったらどうですか。答えが決まっているんですから、我々は法律に抵抗する事はできないので、その答えに沿って良い線を出していくという事になると思うんです。

中村委員、何かありますか。

中村委員　　僕も利用権を設定して借りてるんですけど、こういう事はっきり分かっていないので無償という事で借りてるんですけど、こういう事が分かれば、

金額の問題ではなく有償で事で契約して、僅かな金額でも払っておけば権利が発生するだろうという事で、守る観点からも今まで「作ってくらたら嬉しいよ」って貸主からも好意を持ってやってくれてたんだろうと思いますけど、これから有償で借りるように指導してウチの農業委員会でも、僅かな金額でも有償で借ってもらうよう書類上も交したらいいと思います。以上です。

議長 受付の際に事務局の方で、その事を十分説明してもらうという事になると思うんですか、事務局よろしいですか。

事務局長 今話を聞いておまして、みんな借受される方の話が出ておる訳なんですけど、反対に考えて貸付される方の事を考えると、貸付される方は戻してもらいたい時にいつでも戻してもらえてるって事で、無償にしている方も中にはいると思います。有料で貸していると返してもらう時に面倒な事が起こるので、無料で貸していれば自分が必要な時に返してもらえていうふうに、貸付される方の考えも出てくるのではと思います。そこらの駆け引きも出てくると思うんですけど。今話を聞いていたら、現在貸している方っていうのは「荒らしているんだから耕作してもらったら有難いんです」って人が多いみたいですが、中にはいつでも好きな時に戻してもらいたいという事で無償で契約している方も多分あると思うんで、そこらを調整していただけたらいいと思います。

議長 4番、尾鷲委員。

尾鷲委員 私もさっきの貸付側の方の事について発言したかったので同じです。

坂田委員 ここへ来るまで、無償と有償の差は知らなかったんですけど、今までどこでそういう法律が変わったんかな、調べたんやけど21年までの本には載ってないけどね。小作権がなくなるっていうような事、農業委員会の許可とったあたり小作権が発生するんやっていう事でそういう頭があったんで、おかしいなっていう気があったんですけど、これ見るとそうやし、無償なら小作権が発生するんやせんのやっ出てきたのはいつからかな。杉本さんさっき、そういう説明してるって言うてたしね。

事務局 ちょうどこの本の113ページにですね「平成21年の農地法の改正により」と…

坂田委員 分かりました。

議長 それでは、議題から少し反れた感じなんですけど、議題に対しての質疑はございませんか。

竹田委員 14番、竹田です。

議長 14番、竹田委員。

竹田委員 先ほどの議論なんですけど、契約っていうのは当事者が二者あるので、借り手側、貸し手側に十分な説明を契約の時点ですべきやと思うんです。そうしないと、権利が主張されてお互いがぶつかると思うんです。ですから、こういう契約をなされる時には、双方にきっちり説明をして双方納得の上で契約を結ぶって事でいったらよろしいんじゃないかと思います。

事務局 委員さん言われるように、やっぱりその部分についての周知はしていかならんと思います。そして、やっぱり土地の貸し借りっていうのは当事人同士の契約の中での決まりになってきますので、そういう主張できる事について周知して双方の話し合いで決めてもらえたらなっと思います。あと農業委員会として異議ないか判断していくので、やっぱり貸し手借り手の話し合いが大きいと思います。

議長 よろしいですか。

竹田委員 はい。

議長 他にございませんか。

吉井委員 すみません。

議長 22番、吉井委員。

吉井委員 私初めてなんで、質問的なところがあるんですけど、まず農業委員会として、こういう権利の承認とかの面については、耕作放棄地を無くすとか、小作人の権利を守るという事が優先するんじゃないかと思います。土地の

所有者と耕作人の権利はあくまで法律に基づいた契約の範疇になると思うんですね。ですから農業委員会としてどのようにしていくか、事務局としてどのようにしていくかについては、先ほど言ったように、耕作放棄地を無くしたり小作人の権利を守ったりする方を優先して進めた方がいいんじゃないと、ただ、それに対して紛争が起こった場合にどうするかっていうのは大きな問題になってくると思うんですけど、そういう議題が出た場合には事前にもっと説明して、その両者に了承なり確認をとっていただいおく、口頭だけじゃ何もならないので、踏み込んだ話は契約書は怎么样了かつとか、そういう所まで踏み込んで、権利がこうなっていますよ、って書面なりを出してもらいなりそういう考えはできないんでしょうか。

議長 事務局。

事務局 やっぱり貸し手借り手の話になってきますので、契約の方の話までは難しいのかなど。ただ、こういう利用権の設定をしますよ、農地の集約化っていう事について、農業委員会が審議するという事になって…。

事務局長 両方でこの判を押してくれてるんで、両方で納得してくれてると思うんでね、それを農業委員会の事務局が掘り出してくる事務局の方であれやこれやと突く事はできないと思うんですね。

議長 よろしいですか。

吉井委員 先ほどから話ありましたように、こういう議題が上がった場合は事務局の方できっちり両者に説明をしていただいて、納得していただくという事を…。

事務局長 そうですね。出してもらったら事務局の方で確認をさせてもらって、納得していただいていますかという事をね。「分かっています」って事でしたら受付したらいいと思います。

議長 よろしいですか。他にございませんか。ないようですので、質疑を打ち切ります。ないようですので、お諮りいたします。本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は原案どおり承認可決されました。次へまいります。議案第25号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をしてください。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

角 委 員 15番、角です。

議 長 15番、角委員。

角 委 員 (担当委員の現地調査説明)

議 長 ありがとうございます。それでは、事務局からの提案理由並びに現地調査報告に対する質疑等あれば伺います。ございませんか。

小 山 委 員 7番。

議 長 7番、小山委員。

小 山 委 員 これに初めて条件みたいなんが付いてるんですけど。「使用の際は除草剤を使用しないように」って。これは契約の一部と見なしてよろしいんですか。

議 長 事務局。

事 務 局 借り手側の吉川さんから「土地の所有者からそのように言われています」と聞いています。

小 山 委 員 こんなん初めてやね。

事 務 局 そうですね。

坂田委員 8番。

議長 8番、坂田委員。

坂田委員 これは拘束力あるんですか。

事務局 この部分は農業委員会に諮る事ではなく、拘束力っていうか借り手と貸し手のお互いの契約になると思います。

議長 他にございませんか。

平崎委員 はい。

議長 21番、平崎委員。

平崎委員 貸し借りの関係ね、貸す方が、本人の同意というより、今の話でいくと子供とかそういう話になってる。これは、印鑑は付いてる本人は高齢で全然分からん場合でも判を付いてるんじゃないですか、こういう形の契約は有効になるんですかね、法的に言うたら。本人の意思とか確認できんとね。本人自身の判を付いているというケースに場合はね。

事務局 利用集積計画書であって、契約ではないんです。これについては本人の合意の下に出されていると判断しています。

議長 他にございませんか。

なしの声。

議長 ないようですので質疑を打ち切ります。お諮り致します。本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数につき、本案は原案どおり承認されました。

議長 議案第26号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致

します。事務局、趣旨説明をして下さい。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 続きますして、調査員の現地調査報告をお願いします。

角委員 15番、角です。

議長 15番、角委員。

角委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの提案趣旨並びに現地調査委員の報告に対する質疑があれば伺います。

なしの声。

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。皆さんにお諮りを致します。本案については原案どおり承認する事に異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数につき、本案は承認されました。それでは次にまいります。議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 続きますして、現地調査員の報告をお願いします。

角委員 15番。

議長 15番、角委員。

角委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの趣旨説明並びに現地

調査員の報告に対する質疑があれば伺います。質疑はありませんか。

吉井委員 はい。

議長 22番、吉井委員。

吉井委員 議案書を出していただく上において、先ほどの26号と27号は関連があるので、そういう旨のところを書いていただいたら、もっと分かり易いんじゃないかと思います。

議長 事務局。

事務局長 私も思ったんですけど、こういうのは一括説明で、26号27号の両方一緒に説明していただいた方が皆さん分かり易いと思うんですが、会長いかがですか。

議長 私もそのように思っていたんですが、譲受人は同じですけど、譲渡人は名前が違うので、一括提案するのは無理かなと思ひまして、2つに分けさせてもらいました。よく似ておって、一括提案した方が皆さんに分かってもらい易いかなと思える案件については、極力一括提案するように今まで努めてまいりましたし、これからも続けていきますけども、全く譲渡人が別人の場合は一括にせん方がいいのかな、といろいろ思いも違ってくるでしょうし、そういうことでいきたいと思ひます。以上です。

吉井委員 一括じゃなくても関連ということで何か説明の時にしていただくとか。

議長 事務局。

事務局長 議会を例に出して悪いんですけど、議会の議案の場合はですね、こういう場合は、一括提案という事で説明して採決は別々にします。これは議会の方法なんで、私は農業委員会の方は詳しくないのでその辺は分からないんで、委員会で決めていただいたらいいと思ひます。

事務局 提案理由の説明の所にですね、申請理由として、「隣接地」と書いて説明させていただいています。これからも気を付けてしていきたいと思ひます。

議長 22番、よろしいですか。

吉井委員 はい。

議長 他にございませんか。質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。お諮りを致します。本案については原案どおり承認する事に異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声の声多数につき、本案は原案どおり承認可決されました。次にまいります。議案第28号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局、提案の趣旨説明をして下さい。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 続いて、現地調査委員の報告をお願いします。16番、中峰委員。

中峰委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの趣旨説明を並びに現地調査報告について質疑があれば伺います。質疑のある方はございませんか。

質疑なしの声。

議長 質疑なしの声がございしますので、質疑なしと認めます。お諮りを致します。本案については原案どおり承認する事に異議ございませんか。

異議なし。

議長 異議なしの声多数につき、本案は承認可決されました。以上をもちまして、本日予定しておりました議案は終わります。続いて、その他の方に入ります。事務局。

事務局 皆さんに資料をいくつかお配りしております。農業会議に方から、東北地方太平洋沖地震の義援金として皆さんに負担していただいた分について、全国で73,451,800円集まりましたという通知をいただいています。

す。次に、これからの農業委員会のスケジュールとして、毎月10前後の定例会の他に、8～10月が農地のパトロールの強化月間となっています。10月7日に東牟婁地方の農業委員会の研修を予定していますので、日程調整をお願いします。それと、また遊休農地の調査なんですけども、10月11月に一筆調査に回っていただくことになります。年が明けて農業者年金加入推進活動ということで皆さんにお願いする事になるであろうと思います。一応年間のスケジュールとしてお示ししておきます。

それから、ホッチキスで止めている資料で、農地形状変更届出事務実施規程という事で、まだ案の段階なんですけど作らしてもらいました。畑から田になる事は少ないと思うんですけど、田んぼを埋めてもらって畑にする時に農業委員会の方に届出をしてもらった方がいいと思います。これは、旧の古座町の時はされていたと聞いております。農地である事に変わりないので届出の必要はないという考えもあるかと思いますが、違法転用の疑いもあるので農業委員会の方に届出を出してもらい、宅地にするならば4条5条の届出をしてもらおうというのが筋なんかなと事務局としては思います。ただ、これは義務ではないんで、許可する・せんという話にはならないんですが、こういうふうにしてほしいという規程の案ですので、農業委員会として審議してもらえたらと思って提案させていただきました。以上です。

議長 　　ただいま事務局から出されました報告・案等について質疑はありませんか。その前に事務局にお伺いしますけど、この審議は今日やるんですか。それとも後日ですか。

事務局長 　　今日は意見があれば聞かせていただいて、できればこの内容を見ていただいて、次の委員会で聞かせてもらってもいいと思うんですけど。

議長 　　分かりました。質疑等この案に対する意見があれば聞かせてもらい、次の会議辺りで審議していきたいという事務局の要望でございますので、そのように進めたいと思います。意見のある方はございませんか。

(農地形状変更届出の提案に関する意見交換)

議長 　　他にありませんか。ないようですので、3件についてはこれで打ち切りたいと思います。

私の方から2点ほど皆さんに報告したいと思います。

(新宮・東牟婁地方農業委員会会長会議において県農業会議常任会議員に再選された件)

(会長と副会長が交替で行っていた現地調査を今後は会長が毎月行うという件)

他に皆さんから何かここで話しておきたい事はございませんか。

(平崎委員と事務局長より、今後の有害駆除活動について意見を出し合い農業委員会としての意見をまとめて提出していくという件)

議 長 他にございませんか。ないようですので、本日の会議はこれにて閉会致します。非常に長時間熱心にご審議くださりましてありがとうございました。

15時00、定例会終了。